



Title	AI活用による児童虐待リスク判定をめぐる課題
Author(s)	日原, 拓哉; 藤本, ヨシタカ; 成原, 慧
Citation	ELSI NOTE. 2026, 76, p. 1-45
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/106352
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



大阪大学 社会技術共創研究センター
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

ELSI NOTE No.76

2026 年 9 月 3 日

AI活用による児童虐待リスク判定をめぐる課題

Authors

日原 拓哉	大阪大学社会技術共創研究センター 総合研究部門 特任助教（常勤）
藤本 ヨシタカ	四天王寺大学社会学部社会学科 講師
	大阪大学社会技術共創研究センター 総合研究部門 招へい教員
成原 慧	九州大学大学院法学研究院 准教授

目次

はじめに	3
1. 報告「AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる法的課題—法的手続を中心に—」（日原拓哉）	5
はじめに	5
1 本報告の射程・立場	6
2 産前段階の法的課題	7
3 産後段階の法的課題	10
4 横断的課題——透明性と異議申立制度	14
5 まとめ	15
6 おわりに	16
7 補遺（パネルディスカッションを踏まえた補足）	17
2. 報告「AI 活用による児童虐待リスク判定の批判的検討—社会（学）的観点から—」（藤本ヨシタカ）	21
1 報告の趣旨	21
2 各事例に関連する主な検討資料	21
3 藤田・大貫論文（2023）の主な論点	23
4 藤田・大貫論文を踏まえた批判的検討	27
5 2 で挙げた以外の引用・参考文献	37
3. パネルディスカッション「AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる課題」	39

はじめに

本稿は、2025 年度情報通信学会 AI ネットワーク法・政策研究会の第一部「AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる課題」における報告二件およびパネルディスカッションの模様を整理して紹介するものである¹。報告二件の題名および報告者ならびにパネルディスカッションの題名およびパネリストは、次のとおりである。

・報告「AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる法的課題—法的手続を中心に—」

（報告者）

日原拓哉（大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門特任助教（常勤））

・報告「AI 活用による児童虐待リスク判定の批判的検討—社会（学）的観点から—」

（報告者）

藤本ヨシタカ（四天王寺大学社会学部社会学科講師、大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門招へい教員）

・パネルディスカッション「AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる課題」

（パネリスト）

成原慧（九州大学大学院法学研究院准教授）【討論者】

日原拓哉（大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門特任助教（常勤））

藤本ヨシタカ（四天王寺大学社会学部社会学科講師、大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門招へい教員）

¹ 本研究会は、情報通信学会 AI ネットワーク法・政策研究会を主催、大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門を共催とし、令和 8 年 3 月 6 日に大阪大学テクノアライアンス C 棟 1 階カンファレンスルーム C101 において開催された。本研究会の司会（パネルディスカッションの司会を含む。）は、福田雅樹（大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門長・教授 [大学院法学研究科兼任]）が務めた。

本稿の構成は、次のとおりである。1. においては日原報告の模様、2. においては藤本報告の模様、3. においてはパネルディスカッションの模様をそれぞれ整理して紹介する。なお、2. および3. は、当日の報告および議論の内容を基本として整理したものである。これに対し、1. には、報告後に確認した資料等を踏まえた追記および補足が含まれる。特に、1. の「7 補遺（パネルディスカッションを踏まえた補足）」は、パネルディスカッションにおける質疑等を踏まえて事後的に加筆したものである。

1. 報告「AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる法的課題—法的手続を中心に—」（日原拓哉）

この章においては、報告「AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる法的課題—法的手続を中心に—」（報告者 日原拓哉〔大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門特任助教（常勤）〕）の模様を整理して紹介する。

はじめに

本日は、「AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる法的課題」というテーマについて、主として法的手続の観点からお話しします。

児童相談所における児童虐待対応の現場では、相談件数の増加、担当職員の業務量過多、人員不足、経験や力量の差、担当者交代による情報の断絶、転居に伴う情報共有の困難など、さまざまな課題があります。そこで、AI スクリーニングを導入することにより、児童相談所における児童虐待からの児童保護の実践現場の業務の効率化や負担軽減を図ることが期待されています。AI を活用することにより、個々の事例に関する継続的データを一元的にアセスメントし、リスク判定に用いることができます。これにより、事例の転居や担当者の交代、情報の見落とし、担当者による力量の格差などの影響を受けずに、一定水準以上の質でリスク判定を行うことができるのではないか、という期待があります。

もっとも、児童虐待リスク判定 AI は、単なる業務効率化のツールではありません。児童の安全確保、保護者の権利、家庭生活への行政介入、児童相談所や市町村の法的義務、行政手続上の理由提示、異議申立て、事後検証可能性など、さまざまな法的課題と結びついています。そのため、AI を導入するか否かという抽象的な議論にとどまらず、AI が時系列上のどの局面で、どの判断に、どの程度関与するのかを具体的に検討する必要があります。

産後の児童虐待対応支援 AI については、三重県の事例、いわゆる三重県「保護率 39%」事例（以下、単に「三重県事例」と言うことがあります。）が、AI の有用性・危険性をめぐる議論のターニングポイントになります²。もっとも、同事例は、職員が一時保護見送りの判断を行った後に事後的に AI 判定が用いられ、しかも死亡事件の 1 年以上前のスコアが更新されないまま残っ

² 朝日新聞「虐待判定 AI、導入を延期『一時保護』スコアに疑義、開発 10 億円」（2025 年 3 月 6 日）参照。本稿にいう三重県事例とは、三重県の児童相談所が一時保護を見送った児童について、その翌日に AI 搭載アプリを用いた際、過去の類似事例のうち一時保護された割合として「39%」が表示され、その後、1 年以上を経て当該児童が死亡した事例をいう。なお、検証委員会報告書による事後検証については注 3、事案の詳細については後掲 2、4-4 参照。

ていたという時系列で整理されます³。したがって、この事例を「AI が低スコアを出したから介入が遅れた」という単純な因果で理解することはできません。法的課題の中核は、AI が低スコアを出したかどうかではなく、AI 出力がいつ、どの局面で参照され、または参照されず、更新され、記録され、事後検証に耐える形で運用されているかというガバナンス設計にあります。

本報告は、産前段階における虐待リスク判定 AI の運用を中心に据えつつ、産後段階における児童相談所・市町村の安全確認（児童福祉法 25 条の 6、児童虐待防止法 8 条）、立入調査（児童虐待防止法 9 条）、一時保護（児童福祉法 33 条）、施設入所等の措置（児童福祉法 27 条 1 項 3 号、28 条）、面会通信制限（児童虐待防止法 12 条）等へと接続する法的手続も射程に含めます。そのうえで、児童虐待リスク判定 AI が時系列上のどの局面でどのように使われ、それがどのような法的問題を生じさせるかを検討します。

1 本報告の射程・立場

本報告では、まず児童福祉法・児童虐待防止法の定めに従い、被虐待児童の保護法制を概観します。そのうえで、児童および児童の親権者の双方にとっての利益を尊重し、権利への干渉を可能な限り低減するとともに、透明性を確保した判断を実現できるようにすることを基本姿勢とします⁴。

虐待該当性については、差し当たり児童虐待防止法 2 条の定義に沿って考えます。同条は、身体的虐待（1 号）、性的虐待（2 号）、ネグレクト（3 号）、心理的虐待（4 号）を児童虐待として定義しています。

市町村は、母子手帳交付時面接、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、4 か月児健診、1 歳半健診、3 歳児健診など、対象者全数に近い形で妊娠期から乳幼児期に至る縦断的データを有しています。これらのデータをシステムティックに利用することは、少子化にもかかわらず増加の一途をたどる児童虐待のリスク等を、より早期に、より正確に把握する契機となり得ます。

³ 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会『三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書 [2023 年津事例]』（2024 年 3 月 29 日）（以下、「報告書」と言う。）12-13 頁は、本件において AI 分析結果が一時保護を行わない判断過程で「ほぼ活用されていなかった」と整理しており、AI 搭載アプリへのログイン記録からも、ケース担当者や上司が当日に AI 分析結果を確認した形跡はなかったとしている。そのため、本件は AI 判断の過信を警告する事例というよりむしろ、安全確認、ケース管理、支援接続、リスク再評価の問題として位置づけられるべきものと考えられる。

⁴ 児童虐待に対する国家介入について、子どもおよび親の法的地位を区別した上で、介入の要件・効果・手続を分析し、過少介入と過剰介入の双方を避ける必要性を指摘するものとして、横田光平「児童虐待への国家介入—分析的考察—」水野紀子・深町晋也・石綿はる美編『家族への公的関与—支援・介入・制裁』（日本評論社、2025 年）93 頁以下、特に 94-97 頁、103-111 頁参照。

他方で、虐待対応の最前線にある児童相談所、保健所・保健センターは、慢性的な業務量過多・人員不足、および人材育成の課題を抱えています。AI の利用は、こうした現場の負担軽減や質の強化に資する可能性があります。しかし、それはあくまで法的手続や専門職判断を補助するものであって、これらを代替するものではありません。

2 産前段階の法的課題

① 児童虐待リスク判定 AI のスコアに基づく介入の根拠と限界

児童虐待の定義（児童虐待防止法 2 条）によると、児童虐待には、児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること（同条 1 号・身体的虐待）、児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること（同条 2 号・性的虐待）、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（同条 3 号・ネグレクト）、児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力など、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（同条 4 号・心理的虐待）が含まれます。

もっとも、児童虐待リスク判定において考慮され得る事情は、これらの典型的な虐待類型に限られません。また、考慮される事情には、保護者に関する事情だけでなく、子ども本人の状態・経験、家庭・養育環境、行政機関による支援歴等も含まれます。たとえば、代理ミュンヒハウゼン症候群、不登校・引きこもり、ヤングケアラー化、親による登校禁止、医療ネグレクト、乳幼児頭部外傷、乳幼児揺さぶられ症候群、高年齢児童、非行歴、家庭内暴力、知的障がいや発達神経症、貧困家庭、妊婦健診未受診、飛び込み出産、親の同意のない特別養子縁組、児童相談所の指導歴、前科・前歴なども問題となりえます⁵。以上を前提として、産前段階の法的課題について見ていきます。

産前段階では、当該判定対象者は、現に児童虐待を行ったわけではなく、その子に対する虐待の危険もまだ現実化していません。したがって、AI によるスコアを直ちに強い介入へ接続するのではなく、支援中心の段階モデルとして構想すべきです。そのため、対象となる親の成育歴、家族構成、生活状況、支援資源の有無などを具体的かつ詳細に分析し、スコアリングだけでなく、

⁵ 妊婦健診未受診・飛び込み出産については、久保健二『児童相談所における子ども虐待事案への法的対応 常勤弁護士の視点から（3訂）』（日本加除出版、2022 年）41 頁以下、それ以外については日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル（第 7 版）』（明石出版、2024 年）251 頁以下、佐柳忠晴『児童虐待防止のための保護法制』（勁草書房、2024 年）142 頁以下を参照。

その根拠を自然言語で示すことが重要です。

比較的高スコアであった場合の対応は、次のような段階モデルとして構想すべきと考えます⁶。

第一段階は、支援提案です。出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を、特定妊婦（児童福祉法 6 条の 3 第 5 項）として把握し、市町村の養育支援訪問事業（児童福祉法 6 条の 3 第 5 項、21 条の 9 等）の対象として支援につなぐことが考えられます。

第二段階は、任意支援の強化です。面談、同行支援、訪問頻度の調整などを通じて、支援を受けることや支援を継続することの障害を記録しながら、支援を途切れさせないようにすることが考えられます。

第三段階は、産後接続です。出産後において、通告（児童福祉法 25 条、児童虐待防止法 6 条）、健診、訪問、医療福祉記録等の事実が積み上がった段階で、一時保護や面会通信制限（児童虐待防止法 12 条）等の法的手続の検討を行い、必要に応じて実行します。その際も、AI は「根拠」ではなく「判断補助」であり、チェックリスト等の評価枠との突合を必須とすべきです。

スコアの水準に応じた措置は、段階的に整理するのが望ましいように考えます。低から中程度のスコアであり、生まれてくる子に対して一時保護が必要とまでは認められない場合には、母親であれば特定妊婦として取り扱い、市町村による養育支援訪問事業の対象者とすることが考えられます。

これに対し、高スコアであり、生まれてくる子に対して一時保護が必要と認められる可能性がある場合には、出産後にその子を要保護児童として扱い、小規模住居型児童養育事業や一時保護等の対象とすることが考えられます。その場合には、産後において母親と子について一定期間の親子分離が生じる可能性もあります。ただし、この点については、産前段階で胎児を直ちに児童福祉法上の要保護児童と扱う趣旨ではなく、出生後に出生した児童について改めて要保護児童該当性や一時保護必要性を判断するという趣旨で理解すべきです⁷。

なお、現に虐待が発生した産後事例との比較においては、一時保護、面会通信制限、接触禁止

⁶ 児童虐待対応に関する制度を、子育て家庭に対する支援から、保護者の同意によらない保護・介入までの連続的なものとして整理するものとして、橋爪幸代「社会保障法からみた児童虐待」水野ほか編・前掲書（注 4）211 頁以下、特に 211-215 頁、218-219 頁参照。

⁷ 報告時のレジュメでは、「生まれてくる子」を要保護児童として扱うという表現を用いていたが、これは、産前段階で胎児を直ちに児童福祉法上の要保護児童と位置づける趣旨ではない。産前段階では、妊婦・家庭を特定妊婦ないし要支援対象として把握し、出生後に出生した児童について、要保護児童該当性や一時保護必要性を改めて判断する、という趣旨である。

命令（児童虐待防止法 12 条の 4）、親権喪失・親権停止・管理権喪失の家庭裁判所への申立て（児童福祉法 33 条の 7、民法 834 条、834 条の 2、835 条、836 条）といった措置が存在します。外形的には、親の権利を国家によって侵害するように見えるこれらの措置について、産前・産後段階、特に産前段階においてどこまで認めていくのかは、さらなる重要な課題となります。

② 産前スコアの産後初動への接続と三重県事例の評価

次に、産前スコアの産後初動への接続について検討します。

法的課題の中核は、「AI が低スコアを出したから介入が遅れた」という単純な因果機序にあるものではありません。むしろ、AI 出力がいつ、どの局面で参照され、または参照されず、更新され、記録され、事後検証に耐えうる形で運用されているかというガバナンス設計にあります⁸。

問題となった三重県「保護率 39%」事例は、過去に同様のケースがどれくらい一時保護（児童福祉法 33 条）の対象とされたかを示す参考指標でした。また、職員が一時保護見送りを判断した後、事後的に AI 判定が用いられたものであり、死亡事件の 1 年以上前のスコアが更新されないまま残っていたと整理されます。

したがって、産後における児童虐待リスク判定 AI が低スコアであったことそれ自体は、安全確認義務（児童福祉法 25 条の 6、児童虐待防止法 8 条）の不履行または遅延を正当化しません。むしろ、AI を「安全確認義務の履行を支える補助ツール」として位置づけ、どの時点の、どの出力を、どの評価項目・評価軸、たとえばチェックリスト等と突合して用いたかを記録可能にすることが、ガバナンスの中核となります。

③ 産前段階における透明性と記録

産前段階では、少なくとも数値的スコアリングのみでは、判定対象者の納得を得ることは難しいと思われます。そのため、その点数になった理由についても明確にする AI・アルゴリズムを構築することで、対象者に対する説明責任を果たすことが可能になるのではないかと考えられます。当該理由の提示方法としては、LLM、すなわち大規模言語モデルを利用した言語生成 AI による文章出力形式が考えられます。ただし、LLM による説明文は、決定理由そのものを示すものでは

⁸ 岸本充生・工藤郁子「児童虐待評価 AI をめぐる報道を振り返っておく——三重県とこども家庭庁のケース——」ELSI NOTE No.60（2025 年 9 月 12 日）。なお、久保・前掲書（注 5）128-129 頁ではすでに、過去に一時保護を講じた／講じなかった事例の検証遂行、いかなるスコアで一時保護の必要性が生じるのかについて、たとえ「1%」のスコアでもそれが必要か、などの議論が尽くされていないものとして、虐待リスク判定 AI の活用法に消極的な見解も示されている。

ないことに注意が必要です。AI が生成した説明文が、行政判断の理由そのものを代替するわけではありません。

また、児童虐待リスク判定 AI のスコアを絶対視するのではなく、あくまで参考値であることを使用者は念頭に置くべきです。一定期間の実務経験のある児童福祉司や児童相談所長等の所見も併せて、リスク判定 AI の正確性を検証することが重要です。リスク判定 AI の利用者が、AI の出力を過度に信頼し、自らの判断を差し控える自動化バイアスに陥らないようにすることが、産前・産後を通じた運用上の要請となります。

3 産後段階の法的課題

① 通告受理後の安全確認・立入調査等の段階

次に、産後段階の法的課題について検討します。

産後段階での初動は、単なる裁量的対応ではありません。通告等があった児童について、市町村や児童相談所には安全確認義務が課されます。児童福祉法 25 条の 6 および児童虐待防止法 8 条 2 項がその根拠となります。実務上も、48 時間以内を目安に安全確認を行う整理が示されており、厚生労働省の「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」や「子ども虐待評価チェックリスト」によって評価枠組が与えられています⁹。

産後段階での児童虐待リスク判定 AI の利用目的は、限定して構想すべきです。第一に、安全確認等の法定義務（児童福祉法 25 条の 6、児童虐待防止法 8 条）の履行を支える優先順位付けです。第二に、通告（児童福祉法 25 条、児童虐待防止法 6 条）、健診、訪問、医療福祉記録等を踏まえたスコア更新と介入強度の調整です。第三に、偽陰性・偽陽性の発生を前提としたチェックリスト等との二重チェックです。ここでも、産後 AI が低スコアであったことそれ自体は、安全確認義務の不履行または遅延を正当化しません。

通告ルートについては、専門職に限られず、実務上は一般市民からの通告（児童福祉法 25 条、児童虐待防止法 6 条）も相当数に上ります¹⁰。したがって、産後段階における児童虐待リスク判定 AI の入力となる通告情報の粒度や確度には、構造的なばらつきがあることを前提にする必要があります。そのため、スコアを単独で用いるのではなく、チェックリスト等との突合や、情報

⁹ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編・前掲書（注 5）129, 132 頁参照。

¹⁰ 久保・前掲書（注 5）26 頁以下。

源・確度を含めた設計が必要です。

出頭要求（児童虐待防止法 8 条の 2）・立入調査（児童虐待防止法 9 条、児童福祉法 29 条）等は、事実行為として不服申立ての対象とはなりません。ただし、国家賠償請求訴訟（国家賠償法 1 条）は可能です¹¹。調査権限に基づく情報収集については、保護者に知らせないまま親族等へ調査を広げると、保護者との信頼関係を損ない、その後の関わりや支援に支障が生じる可能性があります¹²。そのため、AI のデータ統合は、単に「取得可能性」だけではなく、「いつ、誰に、どの範囲まで知らせるか」を含む運用設計が必要です。

さらに、裁判所の許可に基づく臨検・捜索（児童虐待防止法 9 条の 3）は、行政手続法上の不利益処分原則や審査請求、行政事件訴訟における差止の訴え（行政事件訴訟法 37 条の 4）の対象から外されています（児童虐待防止法 10 条の 4、10 条の 5、10 条の 6 参照）。こうした局面で AI の判断が措置の発動に影響するほど、外部審査以前の基準、すなわち参照条件、更新ルール、二重チェックと監査ログが中核的な統制手段となります。

② 一時保護の段階

産後段階において、児童福祉法 33 条の一時保護は保護者の同意を要しない形で行われることがあります。そのため、児童虐待リスク判定 AI スコアは、「同意の有無」ではなく、「児童福祉目的に照らした必要性」に即して評価されるべきです。

一時保護は、狭義の行政処分ではなく、事実上の行為と整理されます。行政手続法上の不利益処分（行政手続法 2 条 4 号イ）としての理由提示が当然に導かれるわけではありません¹³。もっとも、一時保護は、親権者等の意思に反して児童の身柄を隔離し得る公権力の行使であり、広義の処分として抗告訴訟・審査請求の対象に含まれると解されます。したがって、AI スコアが一時保護の要否判断に影響する設計を採る以上、形式的な行政手続法適用の有無にかかわらず、救済可能性、すなわち不服申立て・司法審査と、実効的説明、すなわち理由の記録・提示可能性の両立を、運用設計の要件として組み込むべきでしょう。

¹¹ 立入調査について、磯谷文明・町野朔・水野紀子編『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』（有斐閣、2021 年）666 頁（岩佐嘉彦）、日本弁護士連合会子どもの権利委員会編・前掲書（注 5）

377 頁、出頭要求については日本弁護士連合会子どもの権利委員会編・前掲（注 5）377 頁を参照。

¹² 久保・前掲書（注 5）67-69 頁。

¹³ 磯谷ら・前掲書（注 11）・393 頁（藤田香織／横田光平）参照。同書 394 頁では、一時保護は親権者等の意思に反して児童の身柄を隔離し得る公権力の行使であり、広義の処分として抗告訴訟・審査請求の対象に含まれると解されるとされている。

加えて、救済設計を具体化するには、「一時保護」＝「事実上の行為」という整理から直ちに統制不能と結論づけるのではなく、いくつかの段階を区別する必要があります。第一に、保護継続中の不服申立てでは、保護の必要性が中心争点となりえます。第二に、帰宅等で終了した後は、取消訴訟の訴えの利益が否定されやすいという問題があります。第三に、原則 2 か月の期間や解除申出の不解除が処分性を帯びる可能性があることを踏まえる必要があります。

令和 4 年改正で追加された一時保護の司法審査制度（児童福祉法 33 条 3 項以下）では、児童相談所は、事前または開始日から起算して 7 日以内に裁判官へ一時保護状を請求します。裁判官は、開始時点に生じていた事情について、請求時点までに収集した資料を踏まえて適正性を判断する構造になります¹⁴。

したがって、児童虐待リスク判定 AI の出力を参照するなら、その出力の内容だけでなく、参照時点、参照者、当てはめ、すなわち必要性判断との関係を、一時保護状請求（児童福祉法 33 条 3 項以下）の請求書面に耐えうる形で最初からログ化する必要があります。

以上を踏まえると、一時保護局面における手続設計は、三層構造が望ましいと考えられます。すなわち、第一に、一時保護開始時点では、緊急性を害しない範囲で判断要素、AI 出力を含む判断要素と当てはめの記録を残すことです。第二に、2 か月到来時や解除申出等による保護継続の場面では、解除可否を改めて判断する更新決定として、理由を可能な限り詳細に記録することです。第三に、一時保護終了後は、事後検証、監査あるいは検証委員会に耐えうる形でログを保持することです。

③ 施設入所措置・面会通信制限の段階

施設入所等の措置や、保護者の意に反する施設入所等に関する家庭裁判所の承認に至った場面では、家庭裁判所が審判前の段階で、保護者に対する具体的な指導内容を勧告する運用があります（児童福祉法 28 条 4 項、6 項、7 項）¹⁵。児童虐待リスク判定 AI を予後の指導・支援に接続するなら、スコア自体で結論を出すのではなく、どのリスク因子がどの支援メニューに対応するのか、履行状況の記録と再評価をどう行うのかという、支援計画の可視化・検証として実装すべきです。

また、面会通信制限には、保護者の同意を前提とする行政指導としての実施と、児童虐待防止

¹⁴ 久保・前掲書（注 5）131 頁以下。

¹⁵ 久保・前掲書（注 5）275-276 頁参照。

法 12 条に基づく行政処分としての実施があります。後者は、行政手続法上の不利益処分に当たることがあります¹⁶。前者、すなわち行政指導としての実施は、原則として取消訴訟等の対象になりにくいと考えられます。

したがって、産後における児童虐待リスク判定 AI が面会通信制限の要否や強度に影響する設計を採るならば、当該制限がどちらの類型で運用されたかを明確にする必要があります。行政処分として行う場合には、理由提示や手続保障との整合を確保しなければなりません。行政指導として行う場合でも、同意の取得過程、判断要素、AI の出力、更新履歴を記録し、恣意的な面会通信制限の長期化を防ぐガバナンスが必要です。

さらに、施設入所等の措置や一時保護が行われた場合には、児童の住所または居所を明らかにしない措置（児童虐待防止法 12 条 3 項）や、一定の場合の接触禁止命令（児童虐待防止法 12 条の 4）も問題となります。これらは児童の安全確保のために重要ですが、保護者に対する情報開示や理由提示との緊張関係を持つため、AI による理由提示やログの開示範囲も慎重に設計する必要があります。

④ 児童虐待リスク判定 AI のスコア更新や監査ログの設計

産後段階に共通する設計要件として、AI の出力値それ自体の正否だけでなく、運用ルールを事前に設計する必要があります。

具体的には、第一に、どの判断局面で児童虐待リスク判定 AI を必ず参照するのか、または参照しないのかを明確にする必要があります。第二に、参照した場合に、当該出力をどう記録化するのかを定める必要があります。第三に、面会不能等により更新できない場合に、古い出力をどう扱うのかを定める必要があります。

少なくとも、どの局面で児童虐待リスク判定 AI の出力を参照したか、または参照しなかったか、参照した出力の内容、参照した人と時点、更新の有無と更新不能の理由といったログ・記録が別途保存され、必要に応じて開示・検証できる設計が必要です。

¹⁶ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編・前掲書（注 5）377 頁。

4 横断的課題——透明性と異議申立制度

① 透明性

透明性は、当事者向け説明と事後検証向け説明の二層に分けて設計すべきです。三重県「保護率 39%」事例の報道が示すように、数値スコアは、それが算出された時点、意味、参考指標としての定義、更新履歴が共有されないと、あたかも AI が意思決定の核心だったかのように誤解される可能性があります。

したがって、透明性の確保は、判定対象者である親に対する納得のためにとどまりません。後日の検証委員会、メディア対応、司法審査を含む事後検証可能性の確保としても要請されます。この観点からは、LLM による説明文生成は有用である一方で、説明文は決定理由そのものを代替しないことに注意が必要です。

さらに、透明性要件は、AI 一般の説明可能性では足りません。手続類型ごとの司法審査可能性の差に応じて設計する必要があります。AI の判断が各種措置の発動に影響するほど、外部審査以前の基準、すなわち参照条件、更新ルール、二重チェックと監査ログが中核的な統制手段となります。他方、面会通信制限のように行政処分となり得る局面（児童虐待防止法 12 条参照）では、不利益処分としての手続保障、理由提示等との整合を確保しなければなりません。

もっとも、産後段階では、説明の充実が常に望ましいとは限りません。施設入所等の措置や一時保護は、原則として教示や通知を要しますが、児童虐待防止法 12 条 3 項は、連れ戻し等のおそれがある場合に、児童の住所または居所を明らかにしないことを可能としています。児童虐待リスク判定 AI による理由提示も、保護者に開示可能な説明、すなわち一般的理由や手続案内と、安全確保の観点から非開示とすべき情報、すなわち所在、具体的な通報源、詳細なリスク因子等を二層化し、教示・救済の実効性と児童の安全を両立させる設計が必要です。

② 異議申立・不服申立制度

産前からの縦断的児童虐待リスク判定 AI により虐待のおそれがあると判定された親について、特定妊婦（児童福祉法 6 条の 3 第 5 項）として市町村による指導・措置を受ける場合や、当該親の子が要保護児童（児童福祉法 6 条の 3 第 8 項）として一定期間の一時保護を命じられる場合には、それに対する異議申立制度¹⁷を保障する必要があります。

¹⁷ 児童虐待対応における児童相談所、裁判所および弁護士との関与ならびに司法審査の課題について、岩佐嘉彦「児童虐待の法的実務」

具体的には、第一に、産前からの縦断的児童虐待リスク判定 AI による判定スコアの再審査が考えられます。第二に、指導措置の理由の提示およびそれに対する行政手続法上の中止の求め（行政手続法 36 条の 2）の制度の周知が考えられます。第三に、不服申立制度として、都道府県による一時保護命令等に対する抗告申立制度の周知が考えられます。関連して、即時抗告（家事事件手続法 91 条）、即時抗告による決定まで効力が生じない旨の規律（家事事件手続法 74 条ただし書）、特別抗告（同法 94 条）、許可抗告（同法 97 条）も問題となります。

これらの制度が実効的に機能するためには、先ほど述べたログ・記録の設計が不可欠です。児童虐待リスク判定 AI スコアの再審査が意味を持つのは、どの時点のいかなる出力が参照されたかが事後的に追跡可能である場合に限られます。また、児童相談所・市町村等において児童虐待リスク判定 AI を利用する担当者が自動化バイアスに陥ることを防ぐ観点からも、異議申立ての機会を実質的に保障する制度設計が求められます。

③ 撤退の設計

虐待評価 AI の導入は、「作って使い続ける」だけでなく、「撤退」を制度に組み込むことも重要です。すなわち、開発継続か中止かの判断基準、いわゆる go/no-go 基準を事前に設定し、精度、運用負荷、誤判定リスクが許容水準を満たさない場合には、理由と教訓を明確化して改善または中止に至る失敗の検証フレームを整備することも考慮されるべきです¹⁸。

5 まとめ

以上の検討を踏まえ、児童虐待リスク判定 AI の運用をめぐる法的課題について、四点を本報告の結論として示します。

第一に、親の権利と子の保護の均衡です。少なくとも親となるべき者に対する行政の介入が想定される以上は、その親の権利・利益を最大限に尊重しつつ、その親が抱える虐待リスクの原因の解消に努める必要があります。場合によっては、産前の段階で産後を想定した福祉的支援、たとえば特定妊婦支援（児童福祉法 6 条の 3 第 5 項）や養育支援訪問事業（児童福祉法 6 条の 3 第 5 項、21 条の 9 等）を講じるなど、一方的な介入にならないように運用されるべきです。判定の対象となる親と、その影響を直接受ける子の利益を最大限に尊重する構想での開発が求めら

水野ほか編・前掲書（注 4）247 頁以下、特に 249-251 頁、257-260 頁参照。

¹⁸ 岸本・工藤・前掲（注 8）14 頁。

れます。

第二に、子の年齢・発達に応じた告知です。仮に産前段階の虐待リスクが高いことにより、生まれてくる子に対して出産後段階で親と子を引き離す場合、すなわち一時保護（児童福祉法 33 条）や施設入所等の措置（児童福祉法 27 条 1 項 3 号、28 条）が行われる場合、その子のどの成長段階まで保護を要するのか、あるいはなぜ親と子が別居状態になっているのかを、その子の人格を尊重し、その年齢および発達の程度に配慮して告知するか否かを適切に判断することも重要な課題です。

第三に、産前から産後にわたるガバナンス設計を支える諸原則です。本報告の検討を通じて浮かび上がるガバナンス設計の要件は、記録、更新、二重チェックの三点に集約されます。記録とは、どの局面でいかなる児童虐待リスク判定 AI の出力を参照したかをログ化することです。更新とは、スコアを適時に更新し、更新することができない場合にはその理由を記録することです。二重チェックとは、チェックリスト等との突合により、児童虐待リスク判定 AI のスコアを単独で用いないことです。これらは、産前・産後のいずれの局面においても共通して要請される設計原則です。

第四に、透明性の二層化と救済制度の実効性です。AI による理由提示は、保護者に開示可能な説明と、安全確保の観点から非開示とすべき情報を二層化することで、教示・救済の実効性と児童の安全を両立させる設計が必要です。異議申立て・不服申立制度が実質的に機能するためには、ログ・記録の整備と不可分です。また、撤退設計、すなわち go/no-go 基準を含む継続的な検証体制の構築が、制度全体の信頼性を支える基盤となります。

6 おわりに

以上、本報告では、AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる法的課題について、産前段階、産後段階、横断的課題という順序で検討しました。

児童虐待リスク判定 AI は、親を将来の加害者として分類する仕組みであってはなりません。特に産前段階では、AI スコアは強制介入の根拠ではなく、支援必要性を早期に把握するための補助情報として位置づけられるべきです。

産後段階では、AI スコアが低いことは安全確認義務（児童福祉法 25 条の 6、児童虐待防止法 8 条）の不履行を正当化せず、AI スコアが高いことだけで一時保護（児童福祉法 33 条）等の強

い介入が当然に正当化されるわけでもありません¹⁹。AI は、チェックリスト、専門職判断、関係機関の情報、児童本人の状態、保護者の状況等と突合されるべき補助情報にとどまるべきものです。

そのため、児童虐待リスク判定 AI を導入する場合には、記録、更新、二重チェック、透明性、異議申立て、撤退設計を含む制度全体として構想する必要があります。AI は法的手続を代替するものではなく、法的手続の中でどのように統制されるかが問われるものです。

7 補遺（パネルディスカッションを踏まえた補足）

この節においては、本章の補遺として、報告「AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる法的課題—法的手続を中心に—」（報告者 日原拓哉〔大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門特任助教（常勤）〕）に関し、パネルディスカッションにおける質疑等を踏まえて補足する。

報告後のパネルディスカッションでは、成原慧先生から、情報法の観点から複数のご質問・コメントをいただきました。ここでは、当日十分にお答えできなかった点を含め、私の報告に関わる部分に限って補足します。なお、藤本報告に関するご質問については、藤本先生のご担当部分に委ねることとします。

① 三重県「保護率 39%」事例における AiCAN の利用実態について

第一に、三重県事例について、なぜ職員が一時保護見送りの判断を行った後に、事後的に AI 判定を用いたのかというご質問がありました。

当日は、AiCAN が事後的に情報を入力してスコアを出すインターフェースであったため、事後的にしか分からない仕様であったという趣旨で回答しました。また、事例を入力して改善していく仕様であり、三重県事例についても、見送った理由を入力して改善していくスタイルであったと理解している旨を述べました。

もっとも、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書を踏まえると、この点はより慎重に整

¹⁹ 報告書 14 頁、19 頁。遅くとも 2022 年 12 月時点で虐待リスクが高まる情報を得ていたにもかかわらず、家庭訪問や本児との対面による安全確認を行わなかったことを重大な問題とする。また、提言 II-3 において、虐待通告対応では子どもの安全確認を優先し、一時保護を行わない場合にも客観的根拠に基づく記録と定期的再評価を行うべきこと、AI を含む IT は有益なツールとなり得るが、運用改善や職員研修が必要であることを指摘している。

理する必要があります。少なくとも同報告書の整理によれば、本件の一時保護見送り判断の過程において、AI 分析結果はほぼ活用されておらず、AI 搭載アプリへのログイン記録からも、ケース担当者や上司が当日に AI 分析結果を確認した形跡はなかったとされています²⁰。したがって、本件を「AI が低い保護率を示したために一時保護が見送られた事例」と理解することは適切ではありません。

むしろ、この事例の核心は、AI の過信ではなく、周産期からの母親からの SOS サイン、本児固有の生育歴、母の育児不安、愛着形成困難、不登園、体重変化、本児との対面確認の不足といった情報が、一貫したリスクとして統合されなかった点にあります²¹。AI があったにもかかわらず使われなかった、あるいは使われたとしても判断過程にどのように位置づけられたのかが明確でなかったという意味で、AI 出力の内容だけでなく、参照時点、参照者、更新履歴、判断理由との関係を記録することの重要性が示されています。

② 産前高スコア事例における胎児と要保護児童概念について

第二に、産前段階のリスク評価において高スコアと判定された場合、胎児が児童福祉法上の要保護児童に当たるという理解でよいのかというご質問がありました。

この点について、当日の報告では、「生まれてくる子に対して一時保護が必要と認められる場合」や、「その子を要保護児童として扱う」という表現を用いました。しかし、この表現は補足を要します。

私の発言の趣旨は、産前段階において胎児を直ちに児童福祉法上の要保護児童（児童福祉法 6 条の 3 第 8 項）として位置づけるというものではありません。産前段階では、現に児童虐待が発生しているわけではなく、出生した児童が存在するわけでもありません。そのため、産前段階の高スコアは、強制介入の根拠ではなく、妊婦・家庭に対する支援必要性を早期に把握するための情報として位置づけるべきです。

具体的には、産前段階では、妊婦・家庭を特定妊婦ないし要支援対象として把握し、養育支援訪問事業（児童福祉法 6 条の 3 第 5 項、21 条の 9 等）、母子保健施策、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法 25 条の 2）等を通じて支援につなぐことが考えられます。その後、出生後に、

²⁰ 本章脚注 3 参照。

²¹ 報告書 8 頁、15-16 頁参照。母が医療機関未受診・母子健康手帳未発行のまま自宅出産し、本児を「こうのとりのゆりかご」に預けたこと、また複数の妊娠歴において周産期課題を繰り返していたことを、養育力の見立てにおける重要なリスク要因として位置づける。さらに、要支援妊婦（特定妊婦）への実質的な相談・支援体制の充実を提言している。

出生した児童について、通告（児童福祉法 25 条、児童虐待防止法 6 条）、健診、訪問、医療福祉記録、児童本人の状態、保護者の養育状況等を踏まえ、要保護児童該当性（児童福祉法 6 条の 3 第 8 項）や一時保護必要性（児童福祉法 33 条）を改めて判断することになります。

したがって、産前段階のリスク評価は、胎児を直ちに要保護児童と扱うものではなく、出生後の安全確認（児童福祉法 25 条の 6、児童虐待防止法 8 条）や支援計画へ接続するための準備的・補助的情報として位置づけられるべきと考えます。

③ 特定妊婦の位置づけとジェンダーについて

第三に、特定妊婦という制度が妊婦に着目していることについて、父親等も含めたジェンダーニュートラルな支援・指導の対象化との関係をどう考えるかというご質問がありました。

特定妊婦は、児童福祉法 6 条の 3 第 5 項において、養育支援訪問事業の対象として定められている概念です。同規定は、特定妊婦の定義を単独で置くというよりも、同条同項の養育支援訪問事業の定義の中で、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」を特定妊婦として位置づけています。この制度は、母子保健法制とも接続し、妊娠・出産という身体的事実を契機として、出産後の養育支援を早期に開始するための入口として理解されます。その意味で、特定妊婦という制度が妊婦に着目していることには、母子保健・妊産婦支援との制度的連続性があります。

しかし、虐待リスク評価を母親個人に還元してはなりません。児童虐待のリスクは、母親の属性だけで説明できるものではなく、父親、パートナー、同居者、祖父母その他の親族、DV、貧困、孤立、住居、就労、支援資源、地域とのつながりなど、家庭・養育環境全体の問題として捉える必要があります。したがって、判定対象者を特定妊婦として把握することは、当該妊婦を将来の加害者として分類することではなく、出産後の養育について支援が必要な状況を、非懲罰的に早期把握するための入口と位置づけるべきです。そのうえで、実際の支援計画においては、父親や同居者、親族支援の有無を含め、家庭全体の支援可能性を評価する必要があると考えます。

三重県事例を踏まえても、この点は重要です。同事例では、母方祖父母の支援が家庭復帰条件のように位置づけられていましたが、母は本児の存在を祖父母に直接伝えることができず、最終的にも母方叔母を介して伝えたにとどまっていました²²。このような経緯からすれば、単に親族

²² 報告書 3 頁、9 頁。2019 年 7 月の要対協実務者会議で「母方祖父母に出産を伝えておらず、家庭引き取りは難しい状況」と報告されたこと、その後も母が祖父母に本児の存在を伝えられなかったこと、2020 年 11 月に母方叔母経由で祖父母に話ができたと記載する。そのうえで、母と祖父母との間に信頼関係が構築されていたとはいえ、祖父母の協力を重視した家庭復帰条件の合理性・適切性

が存在するというだけでは支援資源として十分とはいえず、母と親族との関係性、実質的な支援可能性を慎重に見立てる必要がありました

④ 監査ログの対象について

第四に、監査ログとして何を記録すべきかというご質問がありました。AI による児童虐待リスク判定を行った場合、点数そのものがログの対象となるのか、それとも点数の根拠となるより細かい情報、たとえば部分点やリスク因子ごとの根拠までログの対象となるのか、という問題です。

この点について、当日は、スコアのみでは不十分であり、なぜそのスコアになったのか、どのチェックリスト項目に該当したのか、その項目の組合せからどのように判断されたのかについて、自然言語で記述されることが望ましいと回答しました。

この考えは、現在も基本的に維持できます。監査ログとは、単に AI が出した点数を保存することでは足りません。少なくとも、次の情報を記録する必要があります。

第一に、入力項目です。どの情報が入力され、どの情報が入力されなかったのかを記録する必要があります。第二に、情報源です。通告（児童福祉法 25 条、児童虐待防止法 6 条）、健診、訪問、医療記録、保育所・学校からの情報、親族からの情報など、情報源の種類と確度を記録する必要があります。第三に、入力時点と参照時点です。古い情報に基づくスコアがそのまま用いられたのか、最新情報に基づいて更新されたのかを把握する必要があります。第四に、参照者です。誰が AI 出力を確認したのかを記録する必要があります。第五に、人間の判断との関係です。AI 出力と人間の判断が一致したのか、異なったのか、一致または不一致の場合にどのような理由づけがなされたのかを記録する必要があります²³。

AI にはブラックボックス性があるため、すべての推論過程を完全に説明することは難しい場合があります。しかし、行政判断として事後検証に耐えるためには、少なくとも、どの事実が、どの判断局面で、どのように考慮されたのかを追跡できなければなりません。したがって、監査ログは、技術的ログにとどまらず、行政判断の理由記録として設計される必要があります。

には疑問があると評価している。

²³ 報告書 12-13 頁、19 頁。三重県事例では AI 分析結果が一時保護見送り判断にほぼ活用されていなかったことを指摘する一方、「提言 II-3」において、虐待通告対応で例外的に一時保護を行わない場合には、保護しない理由を客観的根拠に基づいて記録に残し、定期的な再評価の方法もリスクアセスメントシート等に記録すべきであるとする。

2. 報告「AI 活用による児童虐待リスク判定の批判的検討—社会（学）的観点から—」（藤本ヨシタカ）

この章においては、報告「AI 活用による児童虐待リスク判定の批判的検討—社会（学）的観点から—」（報告者 藤本ヨシタカ〔四天王寺大学社会学部社会学科講師、大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門招へい教員〕）の模様を整理して紹介する。

1 報告の趣旨

次に、「AI 活用による児童虐待リスク判定の批判的検討」というテーマについて、社会的および社会学的観点からお話します。やや論点が拡散しておりますが、その点はご容赦ください。

本報告の趣旨は次のとおりです。2000 年の児童虐待防止法制定以降の虐待防止政策を、「予防／発見とリスク管理」「社会の福祉警察化」「標準的家族イデオロギーの拡大」を主な論点とする「新たな統治形態への移行過程」という観点から分析した藤田智子・大貫孝学の論考（2023）を参照しつつ、ここ数年の間に急速に開発が進んでいる「AI 活用による児童虐待リスク判定」の取り組みについて社会的および社会学的観点から批判的に検討します。目下開発が進められている AI が新自由主義政策以降の複雑な統治形態を多分に帯びたものであるということが、主な批判の眼目となります。もっとも、この点に留まらない幅広い観点から、AI を活用した児童虐待リスク判定という取り組みについて批判を加えていきたいと考えています。

本報告で言及する AI 活用に向けた事例は次の 3 つです。まず 1 つ目は、【a】いち早く AI を導入した三重県による取り組みです。この取り組みは、2013 年から研究開発が始められ、2019 年から国立研究開発法人産業技術総合研究所と共同で実証試験が開始、そして 2020 年から全児童相談所で運用が始まりました。2 つ目は、【b】こども家庭庁による取り組みです。この取り組みは、2022 年に計画が決定され、2024 年度にリスク判定の検証が行われましたが、現在は運用が見送られています。そして 3 つ目は、【c】産前からの縦断的児童虐待リスク判定と体制構築に向けた基盤研究です。この研究は、岡本玲子・大阪大学大学院医学系研究科教授を研究代表者とする科研費の取り組みです。

2 各事例に関連する主な検討資料

次に、各事例に関連する主な検討資料を紹介します。わかりやすいように、それぞれに番号を付けています（以下、各資料について言及する際は番号で示します）。

まず、【a】三重県による取り組みに関する検討資料は以下の 3 点です。

【a-1】三重県児童相談センター「三重県における AI を活用した児童虐待支援システムの導入について」厚生労働省 HP 内の公開資料（現在は国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）Web サイトにて閲覧可能）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000748431.pdf>)

【a-2】国立研究開発法人産業技術総合研究所「AI を活用した児童虐待対応支援システムを開発 ―6 月に三重県で実証を開始し、システムの実用性を検証―」同研究所 HP 内の研究成果記事、2019 年 5 月 28 日発表・掲載

(https://www.aist.go.jp/aist_j/press_release/pr2019/pr20190528/pr20190528.html)

【a-3】三重県児童虐待死亡事例等検証委員会「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書 [2023 年 津事例] 」2024 年 3 月 29 日

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001130074.pdf>)

次に、【b】こども家庭庁による取り組みに関する検討資料は以下の 3 点です。

【b-1】こども家庭庁「資料 5 児童相談所における AI の利活用について」児童虐待防止対策部会（第 5 回、2024 年 12 月 26 日開催）資料

(https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/8267a354)

【b-2】株式会社野村総合研究所コンサルティング事業本部、ヘルスケア・サービスコンサルティング部「児童相談所業務における AI の利活用の在り方に関する調査研究（効果検証結果中間報告）」2024 年 12 月 26 日

(<https://www.nri.com/jp/knowledge/report/files/000040261.pdf>)

【b-3】株式会社 AiCAN「児童虐待対応における AI 利用に関する調査研究事業報告書」令和 2 年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業、2021 年 3 月 31 日

(https://www.aican-inc.com/wp-content/uploads/2021/04/01_Report.pdf)

そして、【c】産前からの縦断的児童虐待リスク判定と体制構築に向けた基盤研究に関する検討資料は以下の 3 点です。【c-2】と【c-3】は、同科研費の研究成果として公開されている論文です。

【c-1】岡本玲子（研究代表者）、田中美帆・福田雅樹・小出恵子・酒井規夫（研究分担者）
「AI活用による産前からの縦断的児童虐待リスク判定と体制構築に向けた基礎研究（挑戦的
研究（萌芽）」」 科研費データベース上の公開情報

(<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-23K18390/>)

【c-2】規家美咲・小出恵子・岡本玲子, 2025「産前から児童虐待リスクを探索する公衆衛生
看護技術 ―アセスメントツールのみで査定できない違和感より―」『大阪大学看護学雑誌』
31(1): 10-19.

【c-3】阿波屋咲季・小出恵子・岡本玲子, 2025「虐待死亡検証報告にみる 0 歳 31 事例への
自治体と保健師の対応課題 ―実装研究統合枠組みを用いた分析―」『大阪大学看護学雑誌』
31(1): 67-74.

3 藤田・大貫論文（2023）の主な論点

ここでは、先述した藤田・大貫による論考（2023）の主な論点について整理します。この論文
には、AI が活用される以前からの、児童虐待防止法制定以降の流れが批判的に記されています。

3-1. 「予防／発見」的視点とリスク管理

まず1つ目の論点は、「『予防／発見』的視点とリスク管理」です。これはどういうことかとい
うと、2000 年以降の児童虐待防止の取り組みは「発生予防」に重点を置いており、「早期発
見・早期対応」をより一層促進しようとしている、というものです。たとえば、2004 年の改正
児童虐待防止法により、児童虐待を発見した者の通告義務の対象は、児童虐待を「受けた児童」
から「受けたと思われる児童」へと改正され、それにより「発生予防から児童の自立までの『切
れ目のない支援』や関係機関の『連携強化』が図られてきた」（藤田・大貫 2023: 77）とありま
す。ここから藤田らは、「支援」という形を装いつつ、虐待発生の「徴候」を詮索しているの
ではないかと指摘しています（藤田・大貫 2023: 78）。

さらに、この「発生予防」を効率的に行うために、リスクアセスメントないしリスクアセスマ
ントシートが積極活用されている実態があります。そしてそこでのリスクの把握は、虐待の「疑
い」が具体的に生じた場合、つまり児童相談所だけが行うのではなく、医療機関、保健センター、
学校なども関与するものとなっており（藤田・大貫 2023: 78）、後述する各関係機関との連携
強化という論点にも関わっていきます。ここで重要なのは、「理想的な親でないこと」がリスク
項目と理解されているという点です。2017 年に厚生労働省が作成・運用について通知した「児

童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツール」には、たとえば、収入が不安定であること、生活保護を受給していること、内縁の親子関係であることなどがリスク項目、つまり虐待の徴候として挙げられています（藤田・大貫 2023: 78）。

こうした観点から「リスク」というものがパーセンテージとして算出されるわけですが、それは最終的に個人に還元されると藤田らは指摘しています。後述する 3-3 にもつながりますが、いわゆる「安全」というものへの関心に基づいて、「人口」という範囲全体を把握するためのリスク（の出し方）が最終的に個々人の問題へと還元されていく、というのです（藤田・大貫 2023: 78）。加えてもう 1 つの問題は、先述のリスク項目が多分にジェンダー化されたリスク項目を採用するものであり、「母親」の責任を追及するものになっている、という点です（藤田・大貫 2023: 78）。

3-2. 社会の福祉警察化

2 つ目の主な論点は「社会の福祉警察化」です。これも 2000 年以降、顕著になった傾向ですが、警察と児童相談所との連携が強化されているというのです。具体的には、児童相談所職員等の立ち入り調査の権限が強化され、（虐待の）「おそれがある」場合でも立ち入り可能になりました。こうして、福祉という名目による「支援」から「介入」への移行にあわせて、警察への援助要請が容易になったと指摘されています（藤田・大貫 2023: 79）。

こうした児童相談所と警察との連携強化は、いわゆる支援の現場への影響に留まらず、社会全体にも影響を及ぼしています。つまり、「子どもの福祉の名のもとに人々が監視しあい、虐待（の可能性のある家族）を取り締まる（police）状況が生まれ」（藤田・大貫 2023: 79）ているのではないかということです。

そして、このように社会全体を巻き込む形で福祉警察化が進行していくなかで、福祉や地域コミュニティから最も監視され管理されるのが「女性」である、という点も見逃せません。つまり、「女性は妊娠段階から、常に親としての『能力』が問われ続ける」（藤田・大貫 2023: 80）ことになるというわけです。

3-3. 新たな統治形態としての AI の誕生

以上の流れがすでに 2000 年以降に見られるなかで、AI はその流れにいわば棹をさす形で導入されることになったと言えます。藤田・大貫論文は、その AI の誕生という点にもしっかりと言及されています。

藤田らは、AI の誕生を「新たな統治形態の誕生」と捉えています。藤田らは、ミシェル・フーコーを理論的バックグラウンドに据えつつ、現代的統治としての AI によるリスクアセスメント

の典型的な考え方が「確率に基づく予防」にあると指摘しています。いわゆる「再発リスク〇%」といった表現のことですが、これは、（児童相談所の）職員の人たちによる「経験」や「バイアス」といった、いわゆる属人性を排除すると同時に、「客観的データ」に基づく「確率的予測」を行うというものです（藤田・大貫 2023: 81）。こうした、確率や数字というものに基づく統治こそが AI による現代的統治であると藤田らは述べており、ここでフーコーによる「生・政治学（bio-politics）」と呼ばれる有名な議論が参照されることになります。

ここでフーコーの統治理論について簡単に説明しておきたいと思います²⁴。フーコーによると、中世以降の統治形態の流れは大きく分けて3つに整理できるといいます。最もわかりやすいのが、中世的な生殺与奪の権力をちらつかせることによる【法・主権権力型】です。それが近代になると、よく知られる【規律訓練型】に移行します。そこでは、個々人の身体をいかに従順なそれへと鍛え上げるかという、生・政治学の出発点である「身体の解剖・政治学」が実践されることになります。そして現在では、その生・政治学が全体を統治する、いわゆる【安全（セキュリティ）】への関心に基づいた「人口の生・政治学」へと発展しています。つまり、出生率などの概念によって、個々人の具体的状況にアプローチするのではなく効率性の観点から全体としての「人口」を捕捉し、それが同時に全体への統治として機能するというものです。これは、蓋然性という観点から全体の傾向を把握する試みともいえることができます（藤田・大貫 2023: 81）。

では、今次の AI によるアセスメントの数値化はどうかというと、藤田らによると、基本的には同じ考え方をとっています。つまり、リスクが「確率」として「客観化」されるとき、統計学的知が個人の行為を予測するために活用されます。ただしここでのポイントは、第1に、先ほども少し述べましたが、個別事例を捨象して全体的傾向に着目したはずの「蓋然性」が、また一転、個別事例の判断根拠として個々人に還元されていくという点です（藤田・大貫 2023: 81）。そして第2は、「トートロジカルな論理に依拠した一時保護要否の根拠」という点です。藤田らは、AI を用いて「『予測』されているのは、特定のリスク項目に該当すると児童相談所職員に判定されれば、一時保護決定がなされるであろうということにすぎない」（藤田・大貫 2023: 81）と述べています。現状、AI を用いてどのように予測され数値化されるかということ、特定のリスク項目が複数提示され、児童相談所の職員がその中から「ここに痣がある」という形で判定し、それらを入力すると「一時保護リスク〇%」という結果が返ってくる、という流れかと思われます。結局これは、児童相談所の職員が「この項目に該当するのではないか」と考えている時点で、当の職員の恣意性なるものが反映されていると言えます。そうしたなかで「この事例はちょっとま

²⁴ フーコーの統治理論の詳細については、小松田儀貞（2012）などを参照。

ずいな」「一時保護が必要ではないか」などと思いながら当てはまる項目を入力するということは、結局それは純粋な予測とは言えないのではないのでしょうか。トートロジーという表現は、職員の人たちの恣意性に基づいて複数のリスク項目が選択されるとそれに見合った一時保護リスクの数字が返ってくる、という仕組みのことを指していると言えるでしょう。さらには、こうした作業が「予測」という形でなされ、一時保護決定の判断に用いられるだけでなく、そのときに一時保護を行ったというデータが将来の一時保護の要否の根拠になっていくことで、このより大きなトートロジカルな構造の中で児童相談所の論理や恣意性がどんどん強化されていくことになります。こうした循環構造の中で、AIによるアセスメントの数値化は正当性を一層帯びていくことになるというのです（藤田・大貫 2023: 81）。こうした事態を統治の観点から見ると、AIの「予測力」をめぐる権力的な側面というふうに批判的に解釈できます。以上の藤田らの指摘は、きわめて本質的な部分を突いていると私は考えています。

そして、最後に触れておくべきなのが「家族イデオロギーによる統治の拡大」です。先ほどの「社会の福祉警察化」との関連でいうと、以上のように個々人の行為は、内面的な動機からではなく「確率」という統計学的概念において把握されます。これは一見すると、「『分割不可能だった個人』が『分割によってその性質を変化させる「可分性」』となり、すべての親／家族が『サンプルかデータ』として」（藤田・大貫 2023: 82）あまねく管理されるように見えます。しかし藤田らによると、AIという一見するとすぐれて客観的に見えるものであっても、実際は、「AIを利用したものであってもリスクアセスメントの評価項目があるべき母親像や家族像というイデオロギーにまみれている」（藤田・大貫 2023: 82）というのです。そうすると、「標準家族を前提とするイデオロギーが、福祉の対象であること自体をリスク要因とみなす」（藤田・大貫 2023: 82）ことで、かかる家族イデオロギーは、警察や福祉、そして教育を横断する形で私たちを包囲してしまうことになります。

なお、今回の議論からはやや外れますが、フーコー以降、権力論は修正の必要性に迫られています。先ほどフーコーの統治形態を3つに整理しましたが、これらは単純に、最初に紹介した【法－主権権力型】が見直され【規律訓練型】になり、さらにそれも見直されて【安全（セキュリティ）】への関心に基づく「人口の生－政治学」に取って代わられた、というようなわかりやすい段階を踏んでいるわけではありません。むしろ現代社会においては、これら3つは巧みに合成されているのではないかと考えられます。先述のように「警察との連携強化」という点も踏まえると、最終的には警察権力というものをちらつかせることで権力装置による上からの支配をとりながら（≡法－主権権力型）、福祉や教育による支援名目で継続的に監視・管理を行い（≡規律訓練型）、そして統計学的知によるリスクの予測を行う（≡安全（セキュリティ））といったように、見事にこの3つの統治形態は合成されているのではないかと考えられるのです。藤田らの言を借りれば、「現代社会では、一見対立する権力の作動形式が、その対立ゆえに共犯関係にある」

(藤田・大貫 2023: 83) ということです。

4 藤田・大貫論文を踏まえた批判的検討

4-1. 極端化する「予防／発見」的まなざし

では、ここまで紹介してきた藤田・大貫論文を踏まえて、新たにどのような批判的検討が必要かを考えていきたいと思います。

まず1つ目は、「予防／発見」的まなざしが極端化しているという点が挙げられます。すなわち、「再発防止」という観点から「発生そのものの予防」へと、まなざしが移行しているのではないかということです。三重県の取り組みとこども家庭庁の取り組みは、前者においては「リスクアセスメントデータから、AIが過去の知見に基づき、総合リスク、再発確率、過去の類似ケースを即座に導きます」【a-1: スライド 8】とあり、後者においては「所定のアセスメント項目に対する該当有無の情報をインプットし、『一時保護スコア』『再発スコア』等をアウトプットするAIツール」【b-1: スライド 1】とあるように、いずれも産後における再発防止に重点を置いています。ところが、今次においては、岡本玲子が研究代表者を務める科研費の取り組みのように、「産前からの縦断的データを用いた人工知能AIによる虐待リスク」【c-1】の算出へと関心が移行しつつあります。しかも、そうした産前からの介入による「発生そのものの予防」を目指したリスク算出は、（出産以降の）「切れ目のないリスク把握に活用されること」【c-1】が期待されています。この点は、藤田らが言うように、「女性」に対する「妊娠段階」からの一貫した監視／管理の可能性にまさに当てはまるのではないかと考えられます。これは、「親」としての能力が問われ続けることになるという藤田らの指摘もさることながら、やや強い言い方をすると、産前から容疑者扱いをされるような事態と言えるのではないのでしょうか。

こうした産前からの持続的な監視ないし介入のまなざしは、当事者にとって相当のプレッシャーになるのではないかと想像でき、むしろ、そうした監視・介入自体が虐待の発生可能性を高める可能性すらあるのではないかと考えられます。ここで、社会学者のロバート・K・マートンが提唱した「予言の自己成就（自己成就予言）」という有名な現象を参照したいと思います。マートンによると、この現象は、「状況を誤って定義すれば、その定義が、最初の誤った考えを現実のものとしてしまうような新しい行動を引き起こすこと」（橋元良明 2012: 1292）と定義されます。よく挙げられるのが銀行の倒産の例です。「『銀行Xが破産する』といううわさが広まり、人々が取り付けに走ると、実際にその銀行が倒産」（橋元 2012: 1292）する、というものです。産前からの監視・介入でも、これと同じことが起きるのではないのでしょうか。つまり、「このよ

うなリスク判定が出たので支援させてほしい」といった介入自体が、当事者にいかなる心理的影響を与えるかを真剣に考えなければならないということです。特に岡本らの取り組みの場合は、曲がりなりにも AI という「科学」を用いたリスク予測なので、単なる非科学的なうわさ以上の権力性ないし正当性を帯びています。

産後の話ではありますが、2023 年に三重県で発生した一時保護見送りによる死亡事案について少し触れたいと思います（詳細は後述）。この事案に、予言の自己成就を予感させる経過があります。ある児童虐待が疑われる母親について、保育所が児童相談所に虐待通告をしたのですが、母親はその通告にショックを受けて保育所を欠席させました。そして、「今は自身の気持ちの整理がつかないため、家からも出られない」【a-3:5】と保育士に話したそうです。家という密室の空間に、気持ちの不安定な母親とその子どもが長時間置かれることになるので、これは非常に危険な状況ではないかと思われます。こうした事態が、さらに産前からの介入となると、どのような影響を個人に及ぼしうるか真剣に考えないといけません。

さて、ここで少し話は逸れるのですが、先ほどのこども家庭庁の取り組みのなかに、「一時保護スコア」と「再発スコア」をアウトプットする AI ツールという記述がありました。下の画像は、三重県が活用している「AiCAN」という AI ツールのシミュレーション画像（実際の事例データではありません）ですが、そこにも、左側に「総合リスク」という表現で過去に一時保護されていた数値が表示され、右側には「再発確率」という表現でレーダーチャートが表示されています。一見すると、特に違和感のないシミュレーション画像に見えますが、私は根本的な疑問が拭い去れません。なぜそもそも、この2つのリスクスコアなのでしょう。具体的に言うと、これら2つのリスクスコアはどのような関係性にあるのでしょうか。

画像1：三重県が活用している AI ツール「AiCAN」のシミュレーション画像【a-2】



「一時保護スコア」は過去の事例の話で、「再発確率（リスク）」は今後どうなるかという未来の予測です。それだけで言うと、これら2つは、一方が高ければもう一方も高くなるという単純な相関関係にしか見えませんが、そうではなくて実際は因果関係にあるのではないかと考えられます。

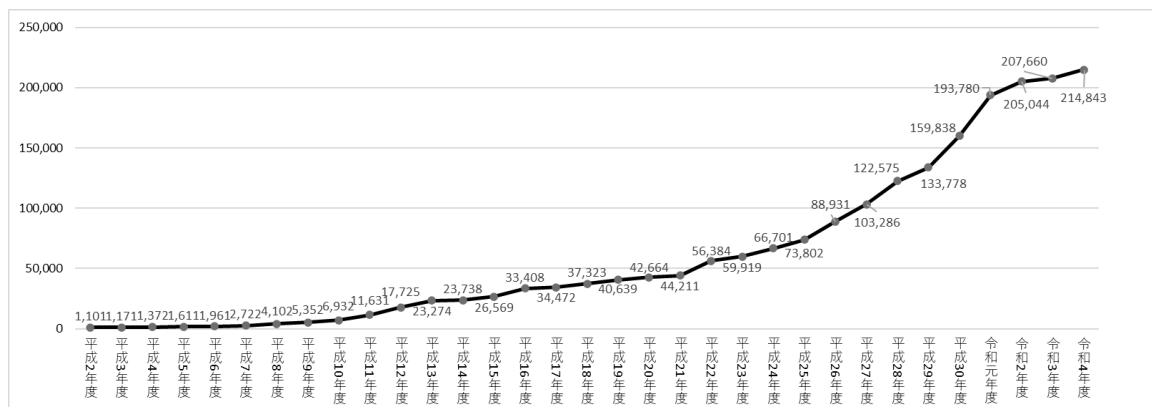
三重県によると、リスクアセスメントツールの活用によって得られた知見（平成26年度からリスクアセスメントツールを活用したことにより蓄積された約6,000件のデータ）を分析したところ、一時保護を実際に行ったことによって虐待再通告率は低減したそうです【a-1: スライド6】。同義ではありませんが、ここで言う虐待再通告率を再発率に置き換えてみると、三重県の報告からは、「一時保護（スコア）」と「再発率（スコア）」という2つは、単に一方が高ければ他方も高いといった連動的な関係に留まらない因果関係、しかも「人」が介入する（＝一時保護をする）ことで生まれる目的論的な因果関係を成していることがわかります。つまり、「一時保護」という介入を手段としてとることで（＝原因）、「再発率」を低減するという目的が果たされる（＝結果）という関係です。さらにそこから、三重県は「緊急保護をためらわない意識が職員の間で浸透」【a-1: スライド6】したとも述べています。間違っているともいえないから生命最優先という意識が醸成された、ということでしょう。こうした実際の「人による介入」経験に基づいた過去のデータ分析の知見が、今後、AIの導入に際してさらに取り入れられていくと予想されるのですが、そもそも上記のように“ためらわずに”行われた一時保護や緊急保護といった介入経験を含むデータは、はたして純粋なデータと言えるのでしょうか。もっと言うと、実際になされた一時保護ないし緊急保護という介入が、そもそも正しい判断によるものだったとくいにして断定できるのでしょうか。特に“ためらわずに”行われた場合となると、それが正しい判断だったかどうか即座に断定するのはさらに難しくなると考えられます。一時保護ないし緊急保護がなされれば、それが一定の抑止効果を生んで虐待再通告率ないし再発率に（プラスの）影響を与えることはおおむね理解ができる話です（もっとも、その効果はいつまで続くのかという疑問は残りますが）。しかし他方で、1つ1つの個別ケースに即して考えた場合、一時保護ないし緊急保護が仮になされなかったとしても虐待再通告率ないし再発率にさほど影響はなかったというケース、つまり、わざわざ一時保護ないし緊急保護をしなくてもよかったケースもありうるのではないのでしょうか。もちろん、時間を巻き戻して検証することなどできませんが、以上のように人が介入することでデータが変化するような目的論的因果関係にある2つの項目を、さも相互に独立した項目かのように表示するのはいかなるものか、という疑問が生じざるを得ません。

4-2. AI 活用を急ぐ社会的背景をめぐって

2点目は、なぜAI活用をこれだけ急いでいるのかという点に関してです。3つの取り組みのいずれも、虐待の相談対応件数が増えているからだと言うのですが、社会学的に見て、相談対応件数が増えているのか、あるいは虐待そのものの発生件数が増えているのかということがまず問題

になります。そして、各取り組みによって認識や理解に違いがあるように見えます。子ども家庭庁は、「令和元年度中に全国215ヵ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は193,780件で過去最多となり、平成2年度の統計開始以来29年連続で最多を更新した」【b-3: 4】（下線は引用者）とあるように、相談対応件数に重点を置いています。一方で三重県は、「近年、児童虐待は増加の一途をたどり、大きな社会問題となっている」【a-2】（下線は引用者）とあり、岡本が研究代表者を務める科研費の取り組みでも、「産前からの切れ目のないリスク把握に活用されることで増加する児童虐待の防止を確実にする」【c-1】（下線は引用者）とあるように、どちらかという虐待そのものの増加に重点を置いているように読めます。

図1：平成2年度以降の児童虐待相談対応件数の推移



（こども家庭庁「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」を参照に筆者作成）

上のグラフは、平成2年度以降の児童虐待相談対応件数の推移を示したグラフです。平成10年度頃から増加が顕著になり、その後はうなぎのぼりに増えていますが、これを構築主義の立場から見ると、社会学者の内田良が言うように、発生件数が増えているというわけではないと考えられます。つまり、「構築主義の立場からすれば、相談件数とは、『発生』件数ではなく、『発見＝発明＝構築』件数になる」（内田 [2009] 2025: 27）ということです。そのうえで、「今日では相談件数の増加はおおむね発見活動の成果として位置づけられており、安直に発生件数の増加を読み込むことはほとんどなくなっている」（内田 [2009] 2025: 27-8）というのですが、私見では、安直に発生件数の増加として読み込んでいる取り組みもあるように感じられます。また逆に、「かりに発生件数が増加しているとしても、それはやはり公的に発見され認知されなければ、『虐待』として認知されえない」（内田 [2009] 2005: 28）ということでもあります。

以上のように、うなぎのぼりで増えているのは発生件数ではなくて、あくまで「発見された件

数」です。ではそうすると、なぜこれほどまでに「発見」されるようになったのかということがむしろ重要になります。大きな理由の1つが、藤田・大貫の言う「社会の福祉警察化」の影響ではないかと考えられます。社会全体として「子どもの福祉の名のもとに人々が監視しあい、虐待（の可能性のある）家族を取り締まる（police）状況」（藤田・大貫 2023: 79）が、虐待の「発見」を容易にしたのではないかとことです。それ以外にも、社会問題としての「虐待」への理解が進んだことや、それとの関連で概念としての「虐待」が指し示すケースが拡大したことなども理由として挙げられるでしょう。いずれにせよ、「発生」ではなく「発見」件数の増加が示される事案に対し、4-1 で述べたように「発生予防」的アプローチをとろうとすること自体、そもそもおかしいのではないかと批判も成り立ちます。

とはいえ、「発生」ではなく「発見」件数であるといえども、グラフが示すように年々増え続けている事態を見過ごすわけにはいきません。では、こうした増加傾向に寄与していると考えられる要因として何が考えられるのか。そこで私は、「新自由主義（ネオリベリズム）」の影響に着目したいと考えています。日本で新自由主義政策が本格化し始めたのは、1990 年代後半以降（主に橋本政権において本格化し、後の小泉政権で加速化した）と言われています。ちょうど同じ頃の平成 10 年頃から相談対応件数が顕著な増加傾向を見せていることに鑑みると、やはり新自由主義的な政策の影響は一定無視できないのではないかと私は考えています。

この世紀の変わり目頃から、雇用の流動化や不完全雇用社会を正当化するイデオロギーとして新自由主義政策は駆動することになります。先ほどは藤田らの論考を引きつつ、社会全体が福祉警察化していくなかで「女性」が監視・管理の対象とされ、妊娠段階から親としての能力を問われ続けている実態について批判的に検討しました。しかし他方では、新自由主義による貧困の拡大、とりわけその中で女性（母親）の貧困への影響は無視できません（たとえば、4-1 で紹介した三重県の死亡事案では、死亡した女児の母親は、生後間もない女児を育てる意思はあるものの経済的困窮により厳しい旨を児童相談所および津市に訴えていました【a-3: 3】）。この新自由主義は、先述した予防的な考え方、すなわち「予防的テクノロジーによる監視」²⁵と、「公的社会福祉の削減」そして（後でも詳しく触れる）「家族イデオロギーによる統治」も重要な要素として含み持っています。こうした要素は、まさにこれまで藤田らを参照しつつ批判的に検討してきた 2000 年の児童虐待防止法制定以降の流れとも合致するところが多いのではないでしょう

²⁵ 社会学者の渋谷望（2003）は、新自由主義特有の権力論を「全人口＝住民をターゲットとした予防的テクノロジーによる新たな監視様式」と捉えている。具体的に言うと、ターゲットとなる住民のなかから特定のハイ・リスク集団を、リスク因子の組み合わせによってあらかじめ探索するといった、「個々人の姿を直接的に見るのではなく、人口＝住民の性質を、個人情報の集積・分析によって、『観察』し、『モニター』する」（渋谷 2003: 178）という予防を意図した監視である。

か。そしてこうした理解が一定の正当性を持っているとするならば、新自由主義政策を背景にもつ貧困にあえぐ女性を(妊娠段階から)虐待の徴候を有する存在としてまなざしつつ、他方では、そうした「リスク」に対処する方法も予防的テクノロジーによる監視・管理といった新自由主義的アプローチに依拠するのは、端的に滑稽と言わざるを得ません。しかもそれが AI の導入によって成し遂げられるということは、公的社会福祉削減の帰結ともいうべき「慢性的な人手不足」を解消することなく、むしろ固定化することにつながるのではないのでしょうか。

4-3. 「標準的家族／母親／親子イデオロギー」のさらなる強化

3 点目は、「標準的家族／母親／親子イデオロギー」がさらに強化されているのではないかという懸念です。これは、特に岡本が研究代表者を務める科研費の取り組みに強く表れています。

最初に注目すべきは、かかる科研費の取り組みの「研究実績の概要」に記された以下の記述です。

本研究では、人工知能（artificial Intelligence, 以下 AI）活用による産前からの縦断的児童虐待リスク判定と体制構築に向けた基礎研究として、データ駆動社会へとデジタルトランスフォーメーション化（以下 DX 化）が推進される現状に対応する形で、全国の児童虐待防止と早期発見、および親子のエンパワメントより確実にする方策を検討する。【c-1】（原文ママ、下線は引用者）

最後に記された「親子のエンパワメント」とはどういう意味でしょうか。これはどのような分析から導かれた概念ないし表現なのでしょう。この点を明らかにすべく、同科研費の研究成果として公開されている規家美咲らの論文（2025）に目を向けましょう。そこには、研究の目的として以下のように記されています。

本研究の目的は、虐待リスクを産前から探索する保健師²⁶の公衆衛生看護技術を明らかにす

²⁶ 産前からのリスク判定研究による研究成果【c-3】では、「保健師には、事例の養育状態や生活実態、および起こり得る問題をイメージし予測する力が問われる」【c-3: 71】と記されている。ここでも「予測力」に重点が置かれている。

ることとした。とりわけ、妊娠届出時のアンケートや子ども虐待対応の手引き等で示されたアセスメントツール（以下、ツール）をチェックするのみでは分からない、何か気になるという違和感に端を発し、親子の予防やエンパワメントに資する探索技術に着目する。【c-2: 11】（下線は引用者）

上記のように、規家らは、児童相談所の職員だけでなく保健師らも産前からの虐待リスク判定に関わる必要があると述べています。そのうえで規家らは、保健師らにインタビューを実施し、リスクアセスメントツールだけではわからない「何か気になる」という違和感を探ることで、いかなる違和感に基づいて日々介入をしているか、あるいは探索しているかを明らかにしようとしました。そして、保健師 20 名へのインタビューガイドを用いた半構造化面接によって明らかになったこととして、保健師らが「何らかの違和感に基づいて虐待リスクを探索する公衆衛生看護技術（以下、技術）は、めざす親子の姿とともに、4 カテゴリ、13 サブカテゴリに分類された」【c-2: 11】と規家らは述べています。その 4 つのカテゴリと、それぞれに見出される「めざす親子の姿」を整理したものが以下の表です。

表 1：保健師たちが違和感に基づいて虐待リスクを探索する際の公衆衛生看護技術と、各カテゴリにおける「めざす親子の姿」の分類【c-2: 14 をもとに筆者作成】

カテゴリ	めざす親子の姿
①負の連鎖リスクを探索 育ち把握	互いを大事に思い子育てに向き合う家族の基盤が構築される
②社会的孤立リスクを探索 関わり把握	社会の中で孤立せず周囲との関係を築きながら妊娠・出産・子育て期を送れる
③家庭生活リスクを探索 暮らし把握	安全で安定した妊娠・出産・子育て期の生活を自立して送れる
④心身の健康リスクを探索 保健行動把握	家族全員が心身ともに健康に妊娠・出産・子育て期を送れる

上記の各カテゴリの「めざす親子の姿」をまとめると、保健師らは、「互いを大事に思い子育てに向き合う家族基盤の構築のもと、社会的に孤立せず周囲との関係を築きながら、家族全員が心身ともに安全で安定した妊娠・出産・子育て期の生活を自立して送っている親子の姿」を理想としていることがわかります。目指されるべき理想の姿としての標準家族と言えるのではないかと考えられます。そのうえで保健師らは、そうした理想から逸脱していると思しきケースへの「違

和感」に基づいて虐待リスクを日々探索している、ということになります。こうした「自立的で愛情に満ち溢れた理想的家族／親子イメージ」²⁷に基づいて涵養が促されるものこそが、岡本らのいう「（親子）エンパワメント」ではないかと考えられるのです²⁸。

以上を踏まえると、現在は、虐待リスクを産前から探索している（ことが期待される）保健師らが持っている、アセスメントツールだけではわからない「何か気になるという違和感」を出発点に「（親子）エンパワメント」を確実にする方策の検討が急がれており、それに対応する基盤研究こそが「産前から縦断的児童虐待リスク判定」が可能な AI の開発である、というふうにまとめることができます。そしてここでの問題は、藤田らが指摘するようにリスクアセスメントの評価項目が「あるべき家族／母親／親子像」というイデオロギーにまみれているだけでなく、かかるアセスメントツールの“外部”に横たわる専門家（保健師）らの「違和感」なるものまでもがそうしたイデオロギーにまみれていること、そしてそれを起点にして新たな AI が開発されようとしていることです。そうすると、アセスメントツールのイデオロギー性を「違和感」という観点から批判的に検討することがもはや期待できないだけでなく、その「違和感」までもが標準家族を前提としたイデオロギーとそれに基づく新たな AI の開発に回収されてしまうことへの懸念が生じざるを得ません。

4-4. 結局、AI 活用の真の問題とは何なのか？

以上を踏まえたうえで、結局 AI 活用の真の問題とは何なのかを最後に述べたいと思います。やや論点が拡散してしまいましたが、私が言いたかったことは、AI 活用による児童虐待リスク判定について批判的に検討する際に、AI にだけ焦点を当てて考えても意味がなく、AI が導入・活用される以前からいかなる施策や思想ないしイデオロギーに基づいて児童虐待リスク判定という試みがなされてきたのかを探究することが重要なのではないか、ということです。そう考える

²⁷ ちなみに、②「社会的孤立」ないし「地域社会からの孤立」【c-2: 15】に陥るリスクを回避するための重要な技術として、「家族、特に両親やきょうだい、配偶者との支持的関係性や、産後に受援が可能な家族関係と家族力動があるか、家族が実質的な支援者となりうるかの具体的な状況を把握すること」【c-2: 15】が挙げられている。つまり「社会的孤立」や「地域社会からの孤立」と言っているが、実際は「家族」と称される枠組みでの緊密な関係やその中で駆動される力動なるものへの期待が込められているにすぎず、「家族」という限定的な枠組みを超えたサードプレイスのつながりなどは、ここでは全く眼中にない。

²⁸ ところで、こうした「（親子）エンパワメント」につながる技術として、規家らは次のように述べている。「子供時代の愛され経験や、子育ての価値観・力量形成の源となる育ちを把握するとは、それらが欠落していれば、子育てへの負の影響を判断し支援につなぐ必要性を判断する技術であった。しかし、それらが潤沢な状況であれば、育児能力の最も基本的な源泉は子ども時代に愛されて育ったかについての深い記憶であると述べられているように、それを当事者にフィードバックすることで、当事者が自身の中に育まれた子育ての基盤に気づき、エンパワメントされることにつながる技術と考えられた」【c-2: 15】（下線は引用者）。本稿の趣旨からは外れるが、この記述には根本的な疑問を抱かざるを得ない。「子供時代の愛され経験」が欠落していると感じられるからこそ、その「違和感」に基づいて虐待リスクを探索しているのではなかったのか。にもかかわらず、後段で「それらが潤沢な状況」を前提としてエンパワメントなるものの可能性を論じるのは、そもそも理屈としておかしいのではないか。

と、私たちは AI の活用以前から、新自由主義的な統治というものにどっぷりと浸かってきたのではないかということが問題として浮かび上がってきます。真に社会的ないし社会学的問題と考えるべきなのは、活用が期待される AI の精度（の低さ）の問題でも、AI と専門家の実践感覚と
 の間の齟齬でもありません。あるいは（ひょっとすると）、新自由主義的な社会福祉体制が固定化されるという事態でさえもない。そうではなく、真の社会（学）的問題とは、過去四半世紀かけて着実に進められてきた福祉警察的な予防・発見重視型の統治にすっかり慣れてしまった私たち（児童相談所職員などの専門家だけでなく現代社会に生きる私たち全員）が、かかる統治の延長線上に位置づけられる「新たな統治」としての AI とその活用の流れに対し、本質的な批判の眼を向けることができなくなっているという事態ではないか、と私は考えています。言い換えれば、何が真に問題なのかということに気づくことがもはやできないという問題ではないかと考えているのです。

この点に関わって、最後に三重県の事例について触れたいと思います。4-1 でも少し言及しましたが、三重県では 2023 年に一時保護の見送りによる女児の死亡事案が発生しました。死亡確認に至るまでの主な経緯は次のとおりです²⁹。

表 2：三重県における女児の死亡事案の主な経緯

年月	内容
2019 年 2～3 月	母親から、生後間もない女児を育てる意思があるものの経済的困窮により厳しい旨を児童相談所および津市が聞き取り、その後、一時保護される。【a-3: 3】
2021 年 3 月	保育所への入所、親族による支援、児童家庭支援センターのフォローを条件に女児が家庭復帰。【a-3: 4】
2022 年 2 月	保育所から児童相談所に虐待通告。女児の両頬と両耳に痣があったことが理由。【a-3: 5】 県児童相談センターは、「虐待によるものと判定できなかったことや、母親が指導に応じる姿勢があったことなどから、一時保護を見送り、定期的な見守りをする判断をした。 <u>その翌日、事後的に AI 判定を使うと、保護率は 39%と出た。</u> 」（田渕紫織 2023）（下線は引用者）
2023 年 5 月	母が 119 番通報、女児が心肺停止状態で自宅から救急搬送、その後死亡

²⁹ 経緯については、岸本充生・工藤郁子（2025）も参照。

	確認。【a-3: 7】
--	-------------

中段にあるように、保育所から児童相談所に虐待通告があり、県の児童相談センターが一時保護を見送った翌日に AI を使ったら「保護率 39%」と出たといいます。この部分が取り上げられ、AI を事後的に使用していたことの是非がよく議論されるのですが、私が注目したいのは児童相談所所長の証言の内容です。所長によると、「39%というのは、100 件同じ事例があったら 39 件一時保護しているということで、これは我々の感覚としても、先週 6 児童相談所の所長会議を行ったが、40%ぐらいというのは感覚的にもしっくりくるという評価だった」、あるいは、「本件については過去の保護率 39%と。これは 6 所長において、決して違和感のある数字ではなかったということは再度申し上げたい」とのことです（三重県議会令和 5 年 7 月 10 日全員協議会概要）（下線は引用者）。ポイントは、39%という数字が「しっくりくる」「違和感のない」数値だったという点です。ここから私は、本事案の問題の本質とは、AI が一時保護リスクの判定を正確にできなかったこと（つまり AI の精度の低さ）にあるのではなく、児童相談所（所長）の感覚と「しっくりくる」「違和感のない」ような数値を出してしまったことにありと捉えています。つまり、現場の人々の感覚や判断に AI が結果的に追随し、現場の人々の間に自己確証的な認識を生んでしまうような数値を出してしまったことが問題ではないかということです。

このように、一時保護を見送ったことで死亡させてしまったという「失敗事案」においてでも、AI が出した数値を「違和感のない」ものとして受け取ることで結果共倒れが生じるという経験が実際に起こったということは、「私たちの感覚と齟齬があるけれども AI を信用して一時保護をしなかったところ、最悪の結果を生んでしまった」とか、あるいは逆に、「私たちの感覚と齟齬があるので AI を信用せずに一時保護をしなかったところ、最悪の結果を生んでしまった」といった一般に想定されやすい「失敗事案」よりも、AI との齟齬がそもそも生じなかったという点で深刻な影響を現場にもたらすのではないかと私は考えています。というのも、AI との齟齬が生じなかったということは、AI が出した判定に対してあれこれ思案するという契機が現場で生じなかったということを意味するからです。さらにこれは、藤田らの指摘する「トートロジカルな論理に依拠した一時保護の要否の根拠」が作用しているからこそ容易に発生しうる事案であるとも考えられます。そのトートロジカルな論理の本質というのは、AI が導入される以前からの（新自由主義的）統治の影響を受けた児童相談所職員らの判定基準や感覚が「新たな統治形態」たる AI の判定基準にそのまま反映されているということであり、今次の三重県の事案は、まさにそうしたトートロジカルな論理を如実に示した事案と言えるのではないのでしょうか（ちなみに、児童相談所所長の証言からは、一時保護リスクを数値化して判定するという試みそのものへの違和感もさ

ほど見出すことはできません)³⁰。

最後に、私は今次の AI 活用の取り組みが、結局何を目指すべき状況とし、何を望ましい状況と考えているのか、率直に言ってよくわかりません。児童相談所の職員らの感覚と齟齬が生まれないような結果を打ち出す AI を作りたいのか、そうではなくて、多少の齟齬があるなかで職員らに自分たちの判断を精査する機会を与えるための AI の開発を目指しているのか。そこがよくわからないというのが、本報告の結論です。

5 2で挙げた以外の引用・参考文献

藤田智子・大貫挙学, 2023「2000 年代以降の児童虐待防止政策と家族の統治」『三田社会学会』28: 74-86.

岸本充生・工藤郁子, 2025「児童虐待評価 AI をめぐる報道を振り返っておく 一三重県とこども家庭庁のケース」『ELSI NOTE』60: 1-15.

こども家庭庁, 2024「令和 4 年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数」(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-f)

³⁰ なお、こども家庭庁が AI 導入を見送る理由となった、過去の虐待事例リスク 100 件のリスク判定の検証結果（2024 年度）にも触れておきたい。全国 10 自治体の児童相談所の協力のもと行われた本検証は、「AI リスク判定ツールによる判定結果と実際の判断の差分を確認し、当該ツールが一時保護要否のアセスメントに活用可能か評価すること」【b-2: スライド 2】が目的とされている。結果は、「一時保護スコア」に対しては 100 件中 13 件で「高い」、41 件で「低い」、8 件で「幅が広い」という評価（所感）が出され、「再発スコア」に対しては 100 件中 7 件で「高い」、36 件で「低い」または「やや低い」、3 件で「幅が広い」という評価（所感）が出された【b-2: スライド 3】。中には、ベテランの福祉司が「ただちに一時保護すべき」と判断するのに対して、重大な見落とし（著しく低い一時保護スコア）をした事例もあった【b-2: スライド 3】。以上のような結果をうけて、本システムの導入は見送られた。

各結果を改めて見ると、特に「一時保護スコア」ではあわせて 6 割強のケースで疑義が生じたことになり、「AI 技術の更なる進歩を踏まえた性能改良が必要であるため、現状でのリリースは延期することが望ましい」【b-2: スライド 5】という結論に至ったことも頷ける。他方で、あまり言及がされない「再発スコア」では、「妥当」という評価（所感）が 49 件あり【b-2: スライド 3】、疑義が出された件数（「高い」と「低い」「やや低い」と「幅が広い」あわせて 46 件）をわずかが上回った（ちなみに残りの 5 件は「不明（判断できない）」）。この結果をどう受け取るかは様々であり、今回の検証では、「再発スコアに対して、同様の事象が生じる可能性であるのか、虐待種別等を問わず、虐待が再度発生する可能性であるのかを明確にすべき」【b-2: スライド 3】といった批判的な意見が紹介されているが、純粋に数字だけを見れば少なくとも「一時保護スコア」より精度は高かったとも言える。つまり、こうした結果を前向きに捉えてさらなる性能改良の糧にするということも十分考えられるのだが、本報告が危惧するのはまさにその点である。仮に「妥当」という評価（所感）が大半を占めるような AI が開発されたとして、はたしてそれは、事態を精確に分析し精確な判定を下す AI が完成したと直ちに評価してよいのか。それは単に、過去の（統治の影響を受けた）職員らが下してきた判定基準や実践感覚をより精確に反映し、それと齟齬のない結果を出力することの可能な AI が開発されたという（だけの）話ではないか。つまり、現実にはいかなる結果となるにせよ、職員と AI との間に齟齬が生じないことで人間の側にあれこれと思案する契機が生まれる余地のない現場が、「新たな統治」の帰結として生まれることを意味するのではないか。今回の検証結果のように、多くの疑義が生じ批判的意見が寄せられるうちはまだいいが、それらが一切投げかけられなくなったときこそ社会は真の問題に直面することになるのではないかと報告者は考えている。

e569ab2450c/b45f9c53/20240926_policies_jidougyakutai_26.pdf) , 2026 年 7 月 27 日最終閲覧.

小松田儀貞, 2012 「生命と政治 ―M・フーコーにおける生権力・生政治・統治性」 『秋田県立大学総合科学研究彙報』 13: 21-33.

増田知基, 2025 「虐待判定 AI 見送り ミス 6 割 実用『困難』」 『読売新聞』 2025 年 3 月 3 日朝刊（大阪版） 1 面.

三重県議会令和 5 年 7 月 10 日全員協議会概要 (<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/000282636.htm>) , 2026 年 7 月 27 日最終閲覧.

橋元良明, 2012 「予言の自己成就」 大澤真幸他編 『現代社会学事典』 弘文堂.

渋谷望, 2003 『魂の労働 ―ネオリベラリズムの権力論』 青土社.

田渕紫織, 2023 「虐待判定 AI の現在地 先進県・三重、『39%』の女儿が死亡」 『朝日新聞』 2023 年 7 月 15 日朝刊（東京版） 32 面.

内田良, [2009] 2025 『増補 「児童虐待」 へのまなざし ―社会現象はどう語られるのか』 岩波書店（岩波現代文庫）.

3. パネルディスカッション「AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる課題」

この章においては、パネルディスカッション「AI活用による児童虐待リスク判定をめぐる課題」におけるパネリストの議論の模様を整理して紹介する。パネリストは本稿の著者たる成原慧、日原拓哉および藤本ヨシタカが務め、パネリストのうち成原慧が討論者を務めた。

【成原】九州大学の成原です。私は情報法を専門としており、児童虐待の問題については専門外ですが、本日のご報告を拝聴して大変勉強になりました。以下では、情報法の観点から、いくつか質問・コメントをさせていただきます。

近年発展してきた AI は、大量のデータを統計的に学習し、相関関係やパターンを見出すことを通じて、将来予測に活用されてきました。金融、与信、保険などの場面では、個人が将来どのような行動をとるのか、あるいはどのようなリスクをもたらすのかを予測するために、AI によるリスク評価が用いられています。その意味では、児童虐待リスク判定に AI が用いられること自体は不思議なことではありません。

もっとも、リスク予測は限られたデータに基づいて行われるものであり、確実なものではありません。したがって、AI によるリスク予測・評価をどこまで信頼するのか、仮にそれに頼らざるを得ないとしても、透明性、説明責任、異議申立て手続をどのように確保するのかが、ガバナンス上重要になります。この点は、特に日原先生のご報告で取り上げられていた問題と関わります。

今回の二つの報告で特に興味深かったのは、児童虐待リスク評価が、子どもが生まれる前、すなわち産前段階にまで早期化している点です。児童虐待が社会問題となり、それに伴ってリスク予測が行われてきたことは報道等を通じて知っていましたが、産前からリスク評価が行われるようになっていることは、今回の報告資料を通じて初めて認識しました。まだ子どもが出生しておらず、胎児として存在している段階で、その子に対する児童虐待リスクを評価することには、なかなか難しい問題があるように思います。

もちろん、藤本先生のご報告で指摘されたように、リスク評価それ自体にも問題があります。他方で、現実には、児童虐待の結果、亡くなってしまう子どもが少なからず存在することも事実です。そのような結果を防げるのであれば防ぐべきであるということも、常識的には言えるところでしょう。そこで問題となるのは、国家による過度な介入とならないようにしつつ、親の権利を尊重しながら、どのようにリスクを適切に予防するのか、またそのために AI をどのように活

用し、どのようにガバナンスするのかという点です。

以下報告者各位に質問いたします。

日原先生には、大きく分けて三点を質問いたします。

第一に、三重県「保護率 39%」事例について伺います。この事例では、職員が一時保護見送りの判断を行った後に、事後的に AI 判定が用いられた点が重要であると理解しました。そこで、なぜ一時保護見送り判断の後に、あえて事後的に AI 判定を用いたのか、その事情や理由をご存じであれば教えていただきたいと思います。職員が一時保護を見送ったものの、なお不安があったために AI 判定を参考にしようとしたのか、あるいはそれ以外の運用上の理由があったのか、気になります。

第二に、産前段階のリスク評価について伺います。まず、産前段階のリスク評価において高スコアと判定された場合、胎児が児童福祉法上の「要保護児童」に当たるという理解でよいのかについて伺いたいと思います。日原先生のご報告では、高スコアの場合、生まれてくる子に対して一時保護が必要と認められるとして、その子を要保護児童として扱い、小規模住居型児童養育事業の対象とすることが考えられると説明されていました。しかし、児童福祉法上の要保護児童は、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」（同法 6 条の 3 第 8 項）と定義されています。そうすると、出生前の胎児の段階で、すでに要保護児童に当たると考えることができるのか、問題になるのではないのでしょうか。

併せて、特定妊婦の位置づけについて伺います。児童虐待防止法は、保護者と児童との関係を基礎として、児童保護や児童相談所の介入を定めているように見えます。他方で、児童福祉法上の特定妊婦は、「妊婦」という語が使われていることから分かるように、母親を対象とする概念です。もちろん、それなりの理由があつてのことだとは思いますが、妊娠した女性が出産後に虐待をするリスクに焦点を当てているようにも見えます。よりジェンダーニュートラルに考えるのであれば、妊婦に限らず、父親についてもリスク評価を行い、一定の支援・指導の対象とすることも考えられます。特定妊婦という概念が導入された理由や立法経緯について、ご存じであれば教えていただきたいと思います。

第三に、監査ログについて伺います。透明性を確保し、異議申立て手続を可能にするために監査ログを記録することは重要だと思いますが、ここで何をログの対象とするのか、問題になります。AI による児童虐待リスク判定では、保護者によるリスクの点数のようなものが出てくるのかと思いますが、その点数自体をログとして残せばよいのか、それとも点数の根拠となる部分点やリスク因子ごとの根拠まで記録すべきなのか。AI のブラックボックス性を踏まえると、結果としての点数は記録できても、その根拠をどこまで示せるのか、問題になると思います。

藤本先生には次の三点を質問いたします。

第一に、AI によるリスクアセスメントとフーコーが論じた 19 世紀以来の統計学的統治との違いについて伺います。藤本先生のご報告では、AI による児童虐待リスク判定が、フーコーの近代社会論における統計学的知と通底するものとして分析されていたと理解しました。しかし、近代国家は 19 世紀以来、人口等の統計情報を収集・分析し、それを政策に活用してきました。福祉国家も、統計に基づく予防を重視してきた側面があります。そうした観点からすると、AI の利用は本当に新しい問題をはらんでいるのか、古典的な国家による統計とその政策への利用との違いはどこにあるのかが気になりました。

第二に、過去の類似事例ではなく実際の児童虐待に関する客観的な指標を用いる可能性について伺います。AI によるリスク判定には循環論法的な側面があるようにも思います。三重県事例で示された「保護率 39%」は、過去の類似事例において一時保護が行われた割合を示すものです。そうすると、現場の人が違和感を持たないのはある意味当然で、現場がこれまでこういう場合にはそのように対応してきたというデータを学習させ、それに沿った予測・判断を AI がしていることになるからです。しかし、それでよいのかは根本的な問題です。過去の一時保護率ではなく、実際に児童虐待がどれくらい発生したのか、あるいは死亡に至ったのかといった、より客観的な指標を用いる可能性についても伺いたいと思います。

第三に、新自由主義との関係について伺います。藤本先生のご報告では、橋本・小泉政権以来の新自由主義や自己責任化が背景として挙げられていたと理解しました。しかし、一般に新自由主義というと、規制緩和、民営化、小さな政府、市場化、個人の自己責任化といった方向性がイメージされます。他方で、児童虐待防止法制は、児童虐待リスクを防ぐために行政が家庭により積極的に介入していく方向の立法であるように見えます。かつての「法は家庭に入らず」という考え方が修正され、家庭のような私的領域であっても、児童虐待を防ぐためには行政が積極的に介入すべきだという考え方に転換していったと理解することもできます。そうすると、新自由主義の一般的なイメージと、児童虐待防止法制の方向性とは異なる面があるように思います。この点について、どのようにお考えでしょうか。

【日原】三重県「保護率 39%」事例についてのご質問にお答えします。当日は、藤本先生のご報告でも触れられていた AiCAN というシステムについて、事後的に情報を入力してスコアを出すインターフェースであったため、事後的にしか分からない仕様であったと理解している旨を申し上げました。また、AiCAN は事例を入力し、その結果を通じて改善していく仕様であり、三重県で一時保護を見送った事例についても、見送った理由を入力して改善していくスタイルであったと理解している旨を述べました。

次に、特定妊婦についてです。児童福祉法 6 条の 3 第 5 項は、特定妊婦の定義を正面から独立に定めているというよりも、養育支援訪問事業の定義の中で、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦を特定妊婦として位置づけているものです。この制度は、母子保健法制とも接続しており、妊娠期・乳幼児期からの支援が虐待防止につながるという考え方に基づくものと理解しています。ただし、ご指摘のとおり、虐待リスクは妊婦のみで完結するものではなく、父親や同居者、親族、家庭全体の状況とも関係します。この点については、近年少しずつ意識されてきていると理解していますが、詳細な立法経緯については当日十分に調査できていませんでした。

最後に、ログについてです。私は、少なくともスコアのみでは不十分であり、なぜそのスコアが導出されたのかを記録する必要があると考えています。現状のシステムでは、レーダーチャート等により一定の傾向は示されるものの、そのグラフの数値の根拠、どのチェックリスト項目がどのように該当したのか、その根拠は何かまでは十分に示されていないように思います。したがって、このようなシステムを導入するのであれば、スコアの根拠も含めて自然言語で記述することが望ましいと考えます。説明責任や事後検証に耐えるログ設計として、なぜそのスコアになったのか、どのチェックリスト項目に該当したのか、その項目の組合せからどのような判断が導かれるのかを記録する必要があります。人間であればどのように推論したのかに相当する推論過程を、可能な限り記述すべきであると考えています。

【藤本】ご質問ありがとうございます。大きく三点のご質問があったと理解しています。いずれも非常に重要で、難しい問題です。

第一に、AI によるリスクアセスメントと、フーコーが論じた 19 世紀以来の統計学的統治との違いについてです。正直に言えば、統計学的知を用いるという点では、AI によるリスクアセスメントは必ずしも全く新しいものではないと思います。従来の統計に基づく社会的予防は、出生率や相談対応件数のように、社会全体に向けて発信され、それによって社会全体を統治していくというイメージでした。これに対し、AI によるリスクアセスメントは、過去の事例から統計的にリスクを判定するという点では統計学的知を用いていますが、最終的にはそれを個別のケースに対して示す点に特徴があると考えています。もっとも、統計や統計学的知が権力性を帯びるという点では、両者には連続性があります。加えて、AI が用いるデータは、純粹に客観的なデータではなく、さまざまな介入や判断を経て作られてきたデータです。その意味で、データの作られ方自体に恣意性が含まれている可能性があります。

第二に、過去の類似事例から導くのではない客観的なデータの取り方がありうるのかという点です。この点は非常に難しいと思います。相談があり、相談対応がなされるという実務の中で、

さまざまな介入を通じて作られるデータが、現在蓄積されているデータです。したがって、それ自体が純粋なデータとはいえないのではないかとというのが私の問題意識です。たとえば、虐待が発生して死亡した事案であれば、客観性が見出せるのではないかとという考え方もありえます。しかし、虐待と死亡との因果関係を誰がどのように確定するのかという問題があります。死亡事例であっても、そこにはさまざまな評価や判断が含まれます。したがって、何を「統計」や「データ」と呼び、その客観性をどのように担保するのかという問題は、容易には解決しないと考えています。

第三に、新自由主義との関係についてです。新自由主義を単に政府が市場から撤退していくものと理解すると、児童虐待防止法制のように行政介入が強まる領域とは齟齬があるように見えます。この点は非常に重要な指摘です。ただ、私の理解では、新自由主義は単に政府が市場から撤退することだけを意味するものではありません。規制緩和と言われながら、内実としては国家主義的・権威主義的な介入と結びつく場合があります。ナショナリズムや権威主義と新自由主義が結びつくこともあり、近年では権威主義的ネオリベリズムという言い方もあります。その意味では、警察権力を背景にしながら積極的に介入していくことも、新自由主義的統治の一形態として捉えられると考えています。ただし、そのように理解すると、新自由主義概念が広すぎるのではないかと批判は免れません。したがって、新自由主義をどのように画定するのかは、常に問われることになります。もっとも、効率性は新自由主義の中心的要素であり、効率的な介入という観点からすれば、児童虐待リスク判定 AI を新自由主義的統治の文脈で捉えることは、私の理解から大きく外れるものではないと考えています。

【成原】ありがとうございました。日原先生への補問として、三重県事例について、AiCAN 自体が事後的に判定するものだったということは理解しましたが、なぜそのようなシステム仕様にしたのか気がになります。つまり、職員が判断した後に事後的に判定せざるを得ない仕様である理由について、さらに教えていただければと思います。

【日原】私の理解では、事例を入力し、継続的に改善していく仕様であったということです。三重県で一時保護を見送った事例についても、見送った理由などを入力し、実務改善につなげていくスタイルであったと理解しています。

【成原】そうすると、そこで出てくるスコアは、その事例の判断のために参照するというよりも、児童相談所がさまざまな事例を積み重ね、継続的に実務を改善していくための手がかりとして用いられるという理解でよいでしょうか。

【日原】 そのように理解しています。

【成原】 藤本先生へのコメントになりますが、フォーコーが論じた 19 世紀の国家・福祉国家における統計学の利用は、統計学を活用したマクロな統治であったのに対し、現在の AI を活用した統治は、統計学を用いつつ、個別ケースに対するミクロな統治を行う点に違いがあるのではないかと思いました。

AI 活用による児童虐待リスク判定をめぐる課題

日原 拓哉	大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門 特任助教（常勤）
藤本 ヨシタカ	四天王寺大学社会学部社会学科 講師 大阪大学社会技術共創研究センター総合研究部門 招へい教員
成原 慧	九州大学大学院法学研究院 准教授

Issues Concerning the Use of AI in Child Abuse Risk Assessment

Takuya Hihara	The University of Osaka
Yoshitaka Fujimoto	Shitennoji University / The University of Osaka
Satoshi Narihara	Kyushu University



大阪大学 社会技術共創研究センター
Research Center on Ethical, Legal and Social Issues

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-8
大阪大学吹田キャンパステクノアライアンス C 棟 6 階
TEL 06-6105-6084
<https://elsi.osaka-u.ac.jp>

